



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） 1
- てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の利用料金の承認（都市計画・モノレール課） 1

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・7 件（道路街路課） 2
- 開発行為に関する工事の完了・5 件（建築指導課） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部警務課） 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部警務課） 7

告 示

沖縄県告示第158号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、沖縄県中部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 読谷村字高志保地内（読谷第 1 地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和 6 年12月23日から令和 7 年 3 月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第159号

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第10条第 4 項の規定により、次のとおりてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の利用料金を承認した。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場
- 2 指定管理者 てだこ浦西駅パークアンドライド管理運営共同企業体
代表者 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番12号
一般社団法人沖縄県レンタカー協会 那覇市字安次嶺 6 番地11赤嶺ビル 3 階
- 3 利用料金の適用年月日 令和 7 年 4 月 1 日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
普 通 駐 車 （四輪車に限る。）	時間内駐車	(1) 1 時間以内の利用の場合 100円 (2) 1 時間を超え 4 時間以内の利用の場合 1 時間ごとにつき100円 (3) 一の入出場時間における駐車が 4 時間を超える利用の場合 400円
	時間外駐車	1 回につき 260円
定期駐車券 による駐車	全日定期駐車券	1 月につき 5, 000円

(四輪車に限る。)		3 月につき	14,250円
		6 月につき	27,000円
	平日及び土曜日 定期駐車券	1 月につき	4,200円
		3 月につき	11,970円
		6 月につき	22,680円
	平日定期駐車券	1 月につき	3,500円
		3 月につき	9,980円
		6 月につき	18,900円

備考

- 「時間内駐車」とは、入出場時間における駐車をいい、「時間外駐車」とは、入出場時間以外の時間における駐車をいう。ただし、時間外駐車をした場合においては、当該時間外駐車の時間の 1 時間前及び 1 時間後に係る駐車については、時間外駐車に含めるものとする。
- 「四輪車」とは、普通自動車をいう。
- 定期駐車券による駐車は、時間内駐車に限るものとする。
- 「全日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が 1 月 4 日から 12 月 30 日までの期間に使用することができる定期駐車券をいう。
- 「平日及び土曜日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が 1 月 4 日から 12 月 30 日までの期間のうち、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日に使用することができる定期駐車券をいう。
- 「平日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が 1 月 4 日から 12 月 30 日までの期間のうち、土曜日、日曜日及び休日を除く日に使用することができる定期駐車券をいう。

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 都市計画事業の種類及び名称
 - 種類 中部広域都市計画道路事業
 - 名称 3・2・6 号胡屋泡瀬線
- 施行者の名称 沖縄県
- 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 事業地
 - 収用の部分 変更なし
 - 使用の部分 なし
- 事業施行期間 平成 25 年 9 月 18 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・10号豊見城中央線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 平成12年 5 月 1 日から令和10年 3 月31日まで
 - 6 変更の内容 事業施行期間の変更
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・10号豊見城中央線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 平成17年 8 月26日から令和10年 3 月31日まで
 - 6 変更の内容 事業施行期間の変更
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・37号糸満与那原線及び3・4・36号国道331号
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 平成20年 8 月 7 日から令和11年 3 月31日まで
 - 6 変更の内容 事業施行期間の変更
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

- (2) 名称 3・3・10号汀良翁長線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 平成21年12月14日から令和12年 3 月31日まで
 - 6 変更の内容 事業施行期間の変更
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・5号マクラム通り線及び3・6・1号平良与那覇線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 平成28年 6 月24日から令和10年 3 月31日まで
 - 6 変更の内容 事業施行期間の変更
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・2号久松線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 平成27年 3 月31日から令和10年 3 月31日まで
 - 6 変更の内容 事業施行期間の変更
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 4 月 11 日 沖縄県指令土第367号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字名嘉地屋無垣原121番、121番 4 及び121番 7
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泊 3 丁目 5 番地 7 株式会社沖縄計装商事 代表取締役 洲鎌敏
- 5 検査済証番号 令和 7 年 3 月 13 日 第4986号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 2 月 23 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 2 年 9 月 28 日 沖縄県指令土第653号、令和 4 年 3 月 17 日 沖縄県指令土第281号（変更）、令和 4 年 10 月 28 日 沖縄県指令土第281号（変更）、令和 5 年 9 月 29 日 沖縄県指令土第759号（変更）、令和 7 年 1 月 20 日 沖縄県指令土第26号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市字真地山田原251番 4 ほか38筆並びに南風原町字新川冷佐原 1 番 2 並びに字兼城大子原491番 8 ほか 2 筆並びに491番 8 地先及び491番10地先（第 1 期工事）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市長 知念覚
- 5 検査済証番号 令和 7 年 3 月 31 日 第4987号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 2 月 17 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 8 月 5 日 沖縄県指令土第627号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城前田原360番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市我如古二丁目18番10－302号 B l u e W i n d R i o 當間明菜
- 5 検査済証番号 令和 7 年 3 月 26 日 第4988号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 1 月 23 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 4 年 6 月 17 日 沖縄県指令土第190号、令和 6 年 3 月 21 日 沖縄県指令土第214号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字安里前原450番 5 及び450番 4 並びに449番 5 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原1781番地の 2 ネクスステージジョイ202 島袋睦子
- 5 検査済証番号 令和 7 年 3 月 31 日 第4989号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 3 月 14 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 8 月 28 日 沖縄県指令土第680号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室佐久真原272番 4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字安室73番地 泉川綾乃
- 5 検査済証番号 令和 7 年 3 月 31 日 第4990号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 3 月 3 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 車両燃料等の売買及び部品取替等修理（単価契約）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和 7 年 4 月 1 日現在において 3 年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が 5 人以上であること。
 - (4) 車両燃料等の売買及び部品取替等修理に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (5) 沖縄県内に事業所を有する者
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、役員等名簿及び現在事項全部証明書（発行から 3 か月以内）
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 3 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第 1 項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 1 により調達を予定している物品等と同等又は類似する物品等の売買及び修理に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - キ 指定された仕様書に該当する旨の書面
 - ク 暴力団排除に関する誓約書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098-862-0110（内線2323）
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和 7 年 5 月 26 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する車両燃料等の売買及び部品取替等修理（単価契約）に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 車両燃料等の売買及び部品取替等修理（単価契約） 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 入札説明書による。
 - (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和 7 年 4 月 18 日付け沖縄県公報定期第 5307 号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による車両燃料等の売買及び部品取替等修理（単価契約）に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3 (2) の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和 7 年 5 月 26 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-862-0110（内線 2323）
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和 7 年 5 月 26 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-862-0110（内線 2242）
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和 7 年 6 月 12 日（木曜日）午前 10 時
 - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 1 階警察資料館
- 6 入札保証金 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 3 時までに沖縄県

警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 7 年 5 月 26 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和 7 年 6 月 11 日（水曜日）午後 5 時までに 4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和 7 年 6 月 11 日（水曜日）午後 5 時
 - イ 方法 簡易書留郵便により 4(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) 落札業者決定については、品目ごとの単価に年間調達予想数量を乗じて得た額の総額をもって比較し、決定とするが、契約に際してはその品目毎の単価をもって契約するものとする。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Name and Quantities of the Article to be Leased
Unit price Contract for the Sale and Purchase of Vehicle Fuel, Parts Replacement, and Repairs One Complete Set
- (2) Bid Opening
Date and Time: AM 10:00 on Thursday, June 12, 2025
Place: Reference Room, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.

(3) How to submit the Bid Document

Submit the Bid Document to the Handling Division mentioned above by 17:00 of the day before the bid opening date.

In case of submitting the bid document by postal service, the Bid Document must be delivered to the Handling Division by Deadline.

* The bid document sent by telegrams or electrical transmissions are not acceptable.

(4) Handling Division

Organization: Accounting Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ

Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)

Office(Window) hours: 8:30a.m.-5:00p.m.

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地